

## ミニデイ型通所サービス 運営の手引き

(平成30年1月作成)

(令和2年4月改定)

(令和3年4月改定)

(令和4年4月改定)

### I. 運営の手引きについて

サービス提供の流れや報酬算定に関する注意事項をまとめた「運営の手引き」を作成しましたので、事業運営の参考にしてください。

事業の実施にあたっては、その他下記の要綱及び要領等をご確認いただくようお願いいたします。

＜関係する要綱及び要領＞

- (1) 名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱
- (2) 名古屋市ミニデイ型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領
- (3) 名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領

●名古屋市の総合事業に関する情報は、市ホームページに掲載しています。

＜掲載のページ＞

NAGOYAかいごネット（事業者向け） ＞ 総合事業・いきいき支援センター関係  
※ミニデイ型通所サービス事業所において実施いただく介護予防・認知症予防プログラムのマニュアル及びミニデイ型通所サービス計画書の参考様式等を、上記「総合事業・いきいき支援センター関係」のうち、なごや介護予防・認知症予防プログラムのページに掲載していますので活用ください。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/center/index2.html>



## Ⅱ. ミニデイ型通所サービスについて

### < 趣 旨 >

利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、本市独自の「なごや介護予防・認知症予防プログラム」に沿った機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

また、心身機能の改善等を通じて、利用者が主体的・継続的に介護予防に取り組み、できる限り要介護状態とならず、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

### < サービスの内容 >

ミニデイ型通所サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービスの通所サービスとして位置付けられています。

事業所において、介護予防の取り組みの中でも、認知症予防に効果があるとされる「運動」、「栄養」、「口腔」といった複数の内容を効果的に組み合わせたプログラムで心と身体の維持・改善を目指します。

サービスの提供時間は、1回あたり2時間から2時間半程度であり、週1回を原則6か月利用いただくサービスです。

### ●利用回数等について

#### 【利用回数について】

- ・ 利用回数は、原則週1回ですが、利用者が欠席（予定）の場合、利用期間内であれば振替可能です（ただし、事業所の営業日での振替に限ります。）。

#### 【利用期間について】

- ・ 利用期間は、24回目の属する月の末日までです（6か月が目安）。
  - ※ 計画時において、事業所の都合（休業日等）により6か月以内に24回以上のサービス提供を計画できない場合に限り、24回目の属する月の末日まで利用期間を延長することができます。
  - ※ クール途中から参加する場合、次クールを1クール目と設定したうえで利用することができます。
    - 例1) 初回から参加の場合
      - ・ 開始日：7/3の場合（24回目を12月に設定）  
利用可能期間：7/3～12/31
      - ・ 開始日：7月25日の場合（24回目を1月に設定）  
利用可能期間：7/25～1/31
    - 例2) 途中から参加の場合
      - ・ 開始日：クール（7/3～9/30）の途中、8/1から参加した場合  
利用可能期間：8/1～3/31（10/1から1クール目と設定）

※ サービス開始後は、事業所の都合でも利用期間の延長はできません。

※ 利用期間内であれば、事業所を変更しても構いません。（原則として、利用期間の残りを次の事業所が引き継ぎます。旧・新事業所併せて24回のプログラムを受けられるように、利用期間を延ばす取り扱い（軽微な変更）等で調整ください。）

#### 【サービスの更新及び終了について】

##### ・ 更新判定までの流れ

① 事業者が3か月ごとに基本チェックリストを活用し、心身の状況を確認する。

② 事業者は確認後、当該基本チェックリストを担当のいきいき支援センター※に提出する。 ※委託ケースの場合は、いきいき支援センターを委託先の居宅介護支援事業所と読み替える。

③ いきいき支援センターが更新可否の判定を行う。

##### ・ 更新判定について

① 事業対象者相当 → 利用期間の更新可

② 事業対象者非該当 → 利用期間更新不可

※更新不可判定が出た場合は、サービス終了後の自主的・継続的な取り組みへの支援をするための必要期間として、引き続き3か月間は利用可能。

※次回3か月後の判定で、更新不可判定が2回連続となった場合は、サービス終了となる。

#### 【送迎について】

・ ミニデイ型通所サービスにおいては、送迎サービスを含んだ報酬単価となっており、必要に応じて実施いただくこととなっています。

### < 対 象 者 >

・ いきいき支援センター等が実施する基本チェックリストにおいて、介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方（以下「事業対象者」という。）

・ 要支援1、2の方

### < 事 業 者 >

市が指定するミニデイ型通所サービスを提供する事業者

（市に指定申請を行い、審査の後、指定を受けた事業者）

※ なごや介護予防・認知症予防プログラム事業者研修修了者を1名以上配置することが指定の要件です。

※ 指定日は、指定申請が受理された月の翌々月1日となります。

※ 指定には有効期間があり、原則6年ごとの更新手続きが必要です。

## < 費 用 >

利用者がサービス費用の1割、2割又は3割を負担し、残りの9割、8割又は7割は介護保険による給付

※サービス費用（報酬及び加算）は、8 ページ「Ⅳ. 報酬単価について」参照。

## Ⅲ. サービス提供の流れ

サービスの対象となる方は、要支援1・2又は基本チェックリストにより、介護予防・生活支援サービスの対象とされた事業対象者です。また、要支援認定（事業対象者の判定）を受けているだけでなく、サービスの利用にあたってはいきいき支援センターの職員により、ケアマネジメントのうえでミニデイ型通所サービスの必要性が認められる必要があります。

下記に、いきいき支援センター及びサービス提供事業者がそれぞれ行うこととされている一連の業務を記載しています。

### 1 いきいき支援センターが行うこと

※ いきいき支援センターが居宅介護支援事業者に業務を委託して実施する場合、以下の説明において該当する部分を、適宜、いきいき支援センターから居宅介護支援事業所に読み替えてください。

#### (1) 重要事項の説明

対象者に介護予防支援、第1号介護予防支援重要事項説明書（兼契約書）について説明し、契約を締結します。

#### (2) アセスメントの実施

「わたしのカルテ」の作成により、現在の生活環境や日々の過ごし方等を聴き取り、生活上の問題となっていること及びその背景・原因を確認します。また、これから介護予防支援を実施していくために、個人情報使用について説明し同意を得ます。

なお、アセスメントは原則として居宅訪問のうえで行います（利用するサービスによっては、いきいき支援センターの窓口で実施する場合もあります）。

#### (3) ケアプラン原案の作成

対象者が目標とする生活等を踏まえたうえで、目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）（以下「ケアプラン」という。）を作成します。

#### (4) サービス担当者会議

サービス担当者会議を開催し、会議で検討した内容等を記録します。

※ サービス担当者会議の開催場所はどこでも構いません。参加者が集まりやすい場所等、適当な場所で開催してください。

#### (5) 利用者への説明・同意

利用者にケアプランの内容について説明し、同意（同意欄への署名）を得ます。

#### (6) ケアプランの確定・交付

利用者にわたしのカルテ（写）、ケアプラン（写）を交付します。

また、利用者から事業者に持参してもらいます。（利用者の同意を得た上で、いきいき支援センターから送付することも可能です。）

#### (7) モニタリング

サービス提供開始時に、利用者の居宅を訪問し、面接結果を記録します。

事業者から、1か月に1回以上、サービス提供状況等について報告を受けます。

#### (8) 更新判定

事業者が3か月ごとに行う基本チェックリストの提出を受け、基本チェックリストの判定基準をもとに利用期間の更新可否判定を実施し、判定結果を利用者及び事業者に報告します。

※いきいき支援センターが居宅介護支援事業者に業務を委託して実施する場合は、判定結果を事業者に報告するとともに、いきいき支援センターに介護予防サービス利用表・提供表（第7表）を提出します。

#### (9) 評価

利用期間の更新可となり、利用が長期間継続される場合についても、概ね1年に1回は、評価を実施してください。

※ 評価は、居宅訪問が原則です。ただし、利用者が居宅訪問を拒む等で居宅を訪問できない場合は、事業所訪問や電話等による評価も可としますが、評価記録として訪問できなかった理由等を残してください。

#### (10) サービス終了後について

ミニデイ型通所サービスでは、原則6か月間で、運動・口腔・栄養の分野の取り組みによって、自立的な日常生活を送ることができるよう本市独自でプログラムを策定しています。

サービス利用中より、このプログラムをもとに作成した「ホームエクササイズ（※）」をご家庭でも実践してもらい、サービス終了後は地域の高齢者サロン等の住民主体の通いの場を通じて運動等をしていただくなど平素の日常生活の中で自主的・継続的な介護予防活動につなげてもらうことを目標としています。

また、利用者のサービス利用期間の終了にあたっては、サービス事業者と連携し、サービス提供時における利用者の心身の状況等を踏まえたうえ、サービス終了後の生活に向けた支援をお願いします。

## 2 サービス提供事業者が行うこと

### (1) サービス担当者会議

サービス担当者会議に参加します。

※ 利用者の状況等に関する情報を共有する大切な場です。

やむをえない事情により、会議への参加が難しい場合、文書等の方法により対象利用者の心身の状況、置かれている環境及び課題や目標等について各事業者間で共有を図ってください。

### (2) いきいき支援センター等から連絡

いきいき支援センターからケアプラン（写）が事業者へ届きます。

※ いきいき支援センターが業務を委託している居宅介護支援事業者から届く場合や、利用者が持参する場合があります。

### (3) 利用対象者の確認

利用者が持参する介護保険被保険者証、介護保険負担割合証および、いきいき支援センター等から送られるケアプラン（写）により、ミニデイ型通所サービスの利用対象者であること、また、利用者負担額等を確認します。

※ 介護保険被保険者証の要介護状態区分等に「事業対象者」等と記載されており、事業対象者等の有効期間内であることを確認してください。

### (4) 契約の締結

利用者に、事業者の運営規程の概要について説明します。

あわせて、サービスの内容、営業日、利用料などを記載した重要事項説明書、個人情報利用に関する個人情報利用同意書について説明し、サービス提供内容等の理解を得たうえで、利用者から同意（同意欄の署名）を得ます。

また、利用者と事業所で契約書（2通）を取り交わし、利用者と事業者双方で保管します。あわせて、ケアプラン（写）も保管します。

### (5) サービス実施

サービスは、「なごや介護予防・認知症予防プログラムマニュアル（名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課作成）（以下「マニュアル」という。）」に基づき実施します。

#### ① 支援計画作成・交付

ケアプランを参考に、ミニデイ型通所サービス支援計画（以下「支援計画」という。）を作成し、利用者から同意（同意欄への署名）を得ます。支援計画の写しについて、利用者及びいきいき支援センターに交付します。

#### ② 健康チェック

利用者の健康状態を問診等によりチェックします。

### ③ サービス提供

ケアプラン、支援計画に基づきマニュアルに沿ったサービスを提供します。

#### ◆効果測定にご協力いただける場合の基本チェックリストの取り扱いについて

プログラムに沿って、事前、中間、事後のアセスメント時に基本チェックリストを実施いただき、サービス利用による心身の状況確認（更新判定用）及び効果測定をお願いします（基本チェックリストは地域ケア推進課よりお送りします。）。

なお、実施後の基本チェックリストについては、写しを2部用意し、1部は保管のうえ、もう1部をいきいき支援センターに提出し、原本を地域ケア推進課までご提出ください。

※事業所で実施するものは、あくまでもサービス利用前後の心身の状況や効果を確認するためのものです。事業対象者の判定は、区役所又はいきいき支援センターが行います。

### ④ サービス提供記録

サービスを提供したら、提供日・サービス内容・支払額・その他必要な事項を記録し、保管します。

### ⑤ 状況報告（モニタリング）

1か月に1回以上、利用者の状態、サービス提供状況について、いきいき支援センターに報告します。（電話による報告も可能です。）

## (6) 利用料の請求

利用者に対し、サービスの利用料として報酬の1割、2割又は3割分の請求をし、費用を受領します。

事業者は、残りの9割、8割又は7割分を国民健康保険団体連合会に、サービス提供月の翌月10日までに介護予防・日常生活支援総合事業費請求書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書を作成のうえ、請求します。

## (7) 利用料の支払

国民健康保険団体連合会における審査の後、事業者に対し、サービス提供月の翌々月3日に審査結果、19日頃に支払通知が送付され、25日に支払が行われます。

## (8) サービス終了後について

ミニデイ型通所サービスでは、原則6か月間で、運動・口腔・栄養の分野の取り組みによって、自立的な日常生活を送ることができるよう本市独自でプログラムを策定しています。

サービス利用中より、このプログラムをもとに作成した「ホームエクササイズ（※）」をご家庭でも実践してもらい、サービス終了後は地域の高齢者サロン等の

住民主体の通いの場を通じて運動等をしていただくなど平素の日常生活の中で自主的・継続的な介護予防活動につなげてもらうことを目標としています。

また、利用者のサービス利用期間の終了にあたっては、いきいき支援センターの担当者と連携し、サービス提供時における利用者の心身の状況等を踏まえたうえ、サービス終了後の生活に向けた支援をお願いします。

※「ホームエクササイズ」については、かいごネットにて動画配信しています。

URL : <https://youtu.be/W9GQ-CK0wg0>

#### IV. 報酬単価について

※ 詳細は、必ず名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領にてご確認ください。

なお、1単位の額は通所介護（予防専門型通所サービス）と同様、10.68円です。

| ミニデイ型通所サービス費（基本報酬）                | 1,417単位（月額報酬） |
|-----------------------------------|---------------|
| 利用者1人について、ミニデイ型通所サービスを提供した場合に算定可能 |               |

| 自己評価・ユーザー評価参加加算 |                                                                                                                                                                                                    | 20単位/1月あたり |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 算定要件            | ミニデイ型通所サービス指定事業所が、名介研（名古屋市介護サービス事業者連絡研究会）が実施する名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業を前年度において実施した場合、利用者1人につき算定可能。                                                                                               |            |
| 留意事項            | <p>※ 自己評価・ユーザー評価事業とは、サービス事業者が自らのサービスの質の向上を図る手段として、また、利用者が介護サービス事業者を選択する際の指標とするため、名古屋市が名介研と共催して実施している事業です。事業の参加にあたっては、名介研に申請手続きを経た上で利用者に対してアンケートを行うものです。</p> <p>※ 当年度の実施ではなく、前年度実績により算定可能となります。</p> |            |



| 介護予防改善加算 | 50 単位×サービス提供月数（上限 300 単位）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 算定要件     | <p>利用者 1 人について、サービス終了時において、下記条件ア、イをいずれも満たす場合に算定可能。（片方の条件を満たすだけでは不可。）</p> <p>※算定時はサービス終了時であり、更新する場合の 6 か月目には算定不可です。</p> <p>（ア）サービスの利用前後に利用者が実施した基本チェックリストを比較し、質問事項1から20までの回答を合計し、該当項目数（機能の衰えを認める項目）が1コ以上減少していること。</p> <p>例 1）事前アセスメント 質問事項 1-20：10コ<br/>         事後アセスメント 質問事項 1-20： 9コ<br/>         ⇒ 条件アを満たします。</p> <p>2）事前アセスメント 質問事項 1-20：10コ<br/>         事後アセスメント 質問事項 1-20：<u>10コ</u><br/>         ⇒ 条件アを満たしません。（減少していないため、不可。）</p> <p>（イ）サービス提供終了後1か月間、予防専門型通所サービス・運動型通所サービスいずれのサービスも利用しないこと。（加算を算定した場合、サービス終了月の翌月末日まで、予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスは利用できません。）</p> |
| 留意事項     | <p>※ 算定可能なサービス提供月数は最大 6 か月とします。なお、月途中でサービスを終了した場合においては、その月数が最大となります。</p> <p>※ 要件を満たしている場合は、サービス終了月に算定します。</p> <p>※ 運動型通所サービスにおいても、同じ名称の加算がありますが、算定要件が異なるので注意してください（運動型は、上記算定要件の他に「サービスの利用前後に利用者が実施した基本チェックリストを比較し、質問事項 6 から 10 までの回答を合計し、該当項目数が増加していないこと。」を満たしている必要があります。）。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |